

2020年4月28日

# 「授業目的公衆送信補償金制度」の概要

= 4月28日開始 遠隔授業等での著作物利用が円滑に =

一般社団法人

授業目的公衆送信補償金等管理協会

(略称：SARTRAS)

改正著作権法施行に伴い「授業目的公衆送信補償金制度」が2020年4月28日にスタートしました。教育のICT化が進む中で著作物の円滑な利活用を促し、教育の質の向上を図ることを目的とした制度です。この制度が円滑にスタートし、学校現場で有効に利用されますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

この制度がスタートすると、教育機関での授業で教員が文学作品、論文、新聞記事、写真などの著作物を児童・生徒の予習・復習などのためにインターネットを利用してメール等で送信することが、無許諾で可能になりました。

従来は、紙での配布は無許諾で可能でしたが、インターネット利用の送信では、原則として著作権者の許諾を得ることが必要でした。制度がスタートしたことで、著作物の利用時の教育現場の負担が大きく減りました。

この制度を利用する場合は、教育機関の設置者（教育委員会、学校法人など）は、著作権者によるワンストップの団体に補償金を支払うことが必要です。それは、著作権者の権利や著作物の創造のサイクルに配慮するためです。

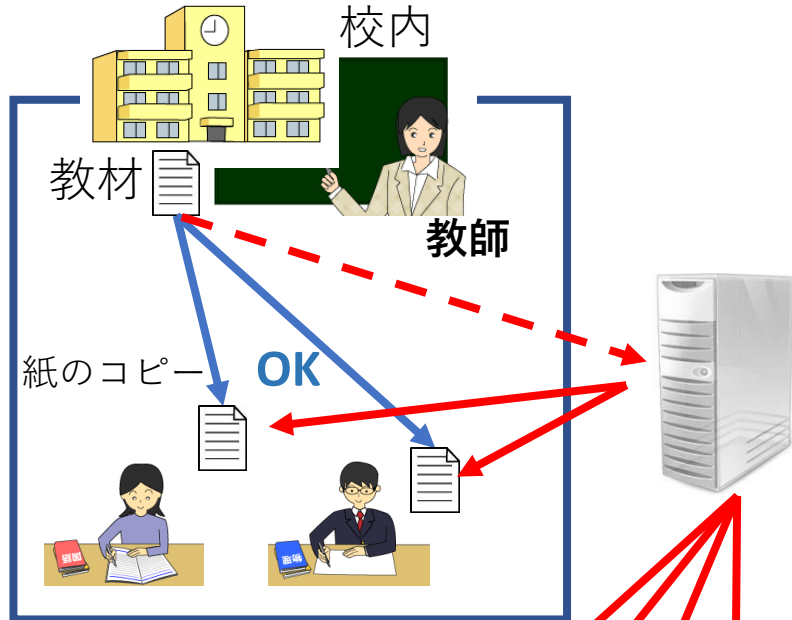
このワンストップの団体として2019年2月に文化庁長官の指定を受けた法人が、一般社団法人「授業目的公衆送信補償金等管理協会」（略称：SARTRAS）です。SARTRASが認可申請した補償金の額は、文化庁長官が文化審議会に諮問した上で認可することになっています。

ただ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、教育機関で遠隔授業の需要が急速に増大している事態に対応するため、2020年度に限って緊急的かつ特例的な措置として「無償」となっています。

制度の概要は、次ページ以降にまとめた「従来」と「法律施行後」の比較図をご覧ください。

この制度の円滑な運用に向けて、文化庁、文部科学省の助言を受けながら、教育関係者・有識者・権利者の3者が共同でフォーラムを開催しています。フォーラムでは2020年4月16日に「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」をまとめ、フォーラムのホームページ（<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>）で公開しています。**この制度の利用にあたっては、運用指針に沿っていただきますようお願いいたします。**詳しくは5ページをご覧ください。

# 【従来】学校教育と著作権（著作権法35条）



他人の著作物は、著作権法35条の範囲内で（※）無許諾・無償で授業目的に利用することが可能です

▽他人の著作物を利用した教材を紙にコピーして、児童生徒、学生に配付するのはOK

▽インターネットを経由して提供するのは授業目的でも35条の範囲外なので原則NG（要許諾）

遠隔合同授業等（対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、現在も無許諾・無償で利用できます

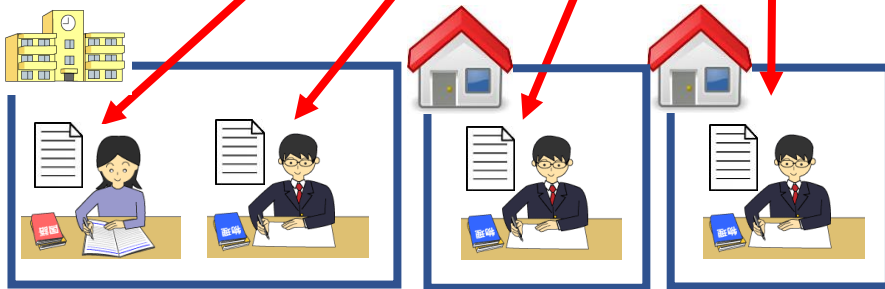
インターネット経由  
赤線はNG（要許諾）

～教育現場での不満の声～

「他人の著作物を利用した教材の紙での配付は認められるのに、インターネット経由は認められないのでは、著作物の利用を控えてしまう」

オンデマンド型の遠隔授業  
（遠隔地の教室）

予習・復習用等  
（自宅）

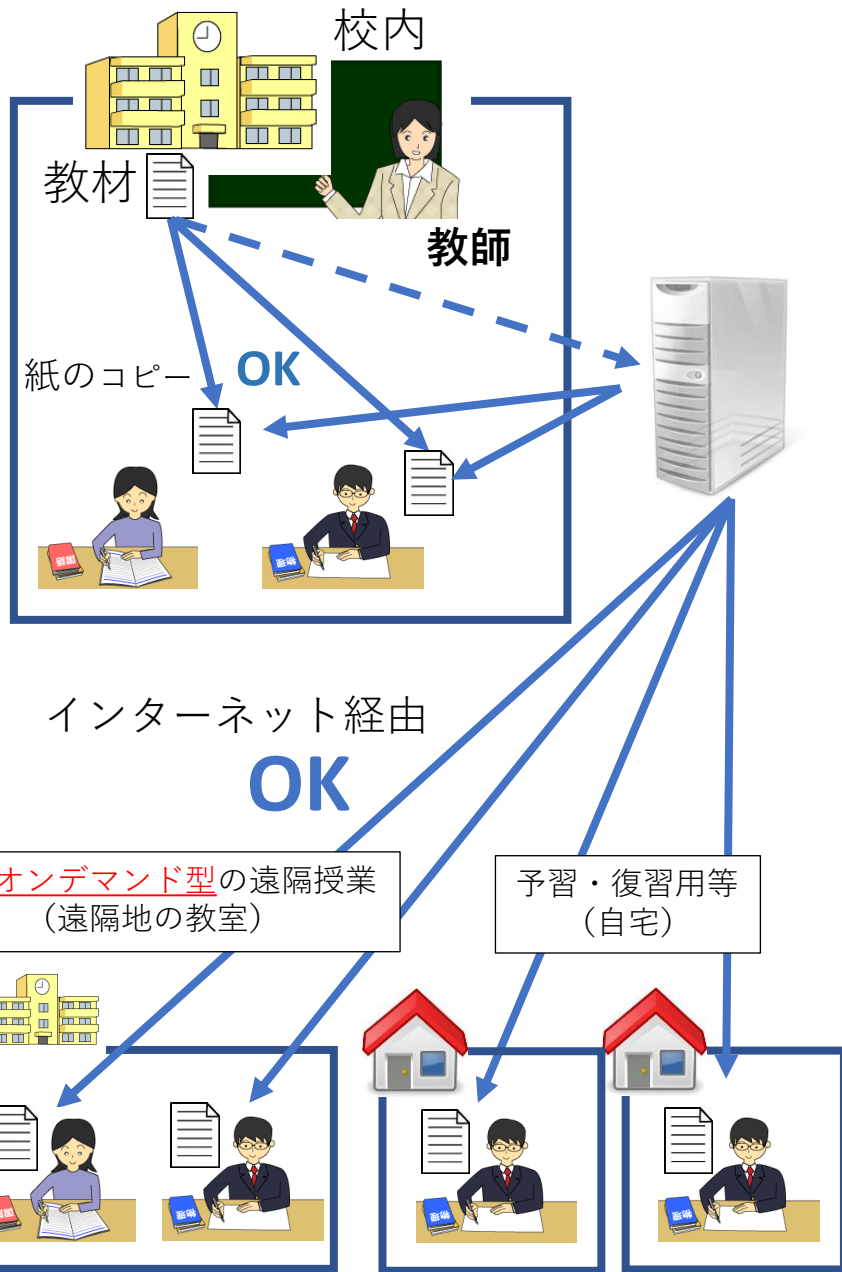


教育現場の要望に応えるべく

2018年5月、改正著作権法が公布

（※）ただし、著作権者の利益を不当に害するものはNGです。その他、著作権法32条（引用）や著作権法38条（非営利無償の上映・演奏）など35条とは異なる条文が適用になってOKとなる場合があります。

# 【法律施行後】学校教育と著作権（改正著作権法35条）



**授業目的公衆送信補償金制度は、ICTを活用した教育の未来を支え、教育現場の要望に応えるための制度です。**

著作権法35条の改正により、インターネットを利用した授業で著作物を利用することが可能となります。

遠隔合同授業等以外の授業でも、無許諾で他人の著作物を利用した教材をインターネット経由で送信（＝授業目的公衆送信）することができます（利用は「その必要と認められる限度」。ただし、著作権者の利益を不当に害するような利用はできません）。

授業で著作物をインターネット経由で送信する場合、教育機関の設置者（教育委員会、学校法人等）は、SARTRASに補償金をお支払いいただくこととなります。

**「授業目的公衆送信補償金制度」の補償金は特例として、2020年度に限って「無償」です。**

# 著作物利用にあたっての留意事項

改正著作権法第35条は、「学校その他の教育機関」で「教育を担任する者」と「授業を受ける者」に対して、「授業の過程」で著作物を無許諾・無償で複製すること、無許諾・無償又は補償金で公衆送信（「授業目的公衆送信」）すること、無許諾・無償で公に伝達することを認めています。

ただし、教育関連であれば何でも自由に利用できるわけではありません。

例えば、「学校その他の教育機関」には、塾や予備校など営利目的の教育施設は原則として該当しません。また、保護者会、教職員会議などは学校内で開催されても「授業」ではありません。

また、利用は「その必要と認められる限度」で、客観的に見て授業に必要な部分、部数等に限られます。出版物の全部を複製、公衆送信したり、児童・生徒の全員購入が前提のドリルや問題集などを複製、公衆送信したりすることなど、「著作権者の利益を不当に害する」行為はできません。

著作物の利用にあたっては、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が4月16日にまとめた「改正著作権法第35条運用指針（令和2（2020）年度版）」（<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>）を参照してください。

## ■一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS、サートラス）

▽住所：〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

TEL：03-6381-5026 FAX：03-6381-5027 Web Site：<https://sartras.or.jp>

▽理事長：土肥一史（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）

### 社員・構成団体

新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会
	公益社団法人 日本文藝家協会
	協同組合 日本脚本家連盟
	協同組合 日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会
	一般社団法人 日本美術著作者連合
	公益社団法人 日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会
	一般社団法人 日本雑誌協会
	一般社団法人 日本自然科学書協会
	一般社団法人 日本医書出版協会
	一般社団法人 出版梓会
	一般社団法人 日本楽譜出版協会
	一般社団法人 日本電子書籍出版社協会
	日本児童図書出版協会
	一般社団法人 日本音楽著作権協会
音楽等教育著作権協議会	公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
	一般社団法人 日本レコード協会
	日本放送協会
映像等教育著作権協議会	一般社団法人 日本民間放送連盟
	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟